コミュニティ交通導入に向けた検討状況

平成27年2月3日にコミュニティ交通部会を開催し、コミュニティ交通の状況報告今後の方針、準不便地域の指標(案)について検討

● 第1回コミュニティ交通部会 (H27.2.3 開催)

コミュニティ交通の状況の報告と、公共交通準不便地域の認定に関する指標(案)について議論

【 部会での主な議論 】

1. 公共交通空白・不便地域へのコミュニティ交通の導入状況と利用実績について

- ・乗合タクシーを利用している人の意見としては、ありがたいとの感謝の意見がある一方、事前予約制のため帰りの便の予約が煩わしいと意見があった。
- ・補助の上限については、空白地域については一人 200 円の運賃をとり差額分は補助している。また、 不便地域についての市の負担は運行費用の 70%、補助の上限 300 万円としている。
- ・また、地元負担となる残りの30%については、運賃と1世帯あたり300円の徴収金で充て、地域のまちづくりの一環として定時定路線で民間業者に運行委託し運営している。

2. ゆうゆうバスの運行見直しについて

- ・ゆうゆうバスについては、一定の基準を設けて運行してきたが収支率が改善できず、やむなく廃止する状況であるが、廃止に伴い北部循環ルートの一部で空白地域が生じる地域については、デマンドタクシーでの対応や、利用が多い地域については、既存バス路線を一部ルート変更できないかをバス事業者と協議しているところ。
- ・区役所等へのアクセスについては、公共交通全体として基幹公共交通部会や路線再編部会などの中で 都市圏全体のバス交通のあり方を検討しており、基幹公共交通軸の形成、ソーンバスやフィーダーバ スの運行、コミュニティ交通や福祉交通の運行などを整理する中で検討していきたい。

3. 公共交通準不便地域の指標(案)について

- ・準不便地域の指標については、結論として一概に線を引けないという状況であり、区役所へのアクセスや交通弱者を救済するという目的で検討しているが、ある一定の方向性を示す必要があると考え4つの項目について前回より掘り下げて検討を行ったが、地域の実情に応じて加味する必要があると考える。
- ・今回、概ね道のり 1,000m 以上と高低差 40m 以上を示したが、地域ごとに議論しながら交通弱者の足の確保していく必要があると考えており、ある程度の基準を持ちながらも個別に検討を進めていきたい。